

## 「町民税課税層」における食費・居住費の特例減額措置について

介護保険施設に入所している利用者負担第 4 段階の方で、下記の要件を満たしている方は、申請により利用者段階を第 3 段階に変更することができます。

### 対象要件

- 高齢夫婦等の世帯員 2 人以上の世帯であり（施設入所にあたり世帯分離をした場合はそれ以前の世帯をみる）、世帯員が介護保険施設に入所している。
- 世帯の年間収入から、施設の利用負担（1 割負担、居住費、食費の年額合計）を除いた額が 80.9 万円以下になる。
- 世帯の預貯金等の額が 450 万円以下であること。
- 世帯の日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

### 申請時に必要なもの

- 契約書等施設利用料がわかるもの
- 源泉徴収票・給与明細・年金振込通知書等収入のわかるもの
- 預貯金通帳・有価証券・固定資産評価証明書等資産のわかるもの

詳しくは、下記担当までお問合せください。

担当 おいらせ町介護保険課 介護保険係  
TEL 0178-56-4705（直通）  
FAX 0178-56-2324